

ワクチン接種後7日間の入構制限基準

(それ以外の期間については従来の入構制限基準を守ること)

1. ワクチン接種後、発熱、頭痛、倦怠感、関節痛、吐き気、下痢、筋肉痛、悪寒（さむけ）のいずれか一つ以上の症状がある場合
→副反応による症状とみなし、解熱・鎮痛薬や下痢止めなどの薬剤を服用していない状態で、症状がなければ入構可。入構後、症状がみられた場合は速やかに帰宅する。
※他の病因によることが明らかな場合を除く。
→2日以上熱が続く場合や症状が重い場合は、医療機関等に受診・相談してください。
2. ワクチン接種後に発熱の他、咳、咽頭痛、鼻水、味覚・嗅覚の消失、息切れがある場合
→医療機関等に受診・相談してください。
その上で、アおよびイの両方の条件を満たすまで入構不可
ア) 症状出現後、発症日を0日として少なくとも8日経過するまでの間
イ) 薬剤を服用していない状態で、症状消失した日を0日として少なくとも3日間
※他の病因によることが明らかな場合を除く。

【注意】

発熱等の症状出現までの行動歴で、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用地域での活動や普段合わない方との飲食など、行動歴から感染の可能性がある場合は、医療機関に受診・相談をしてください。

【発熱の基準】

登学前の検温（※）で体温 37.5° C 以上、37.5° C 未満でも自己の平熱と比べ高い場合